

下水道事業受益者負担金について

このたびの下水道事業審議会では、「下水道事業受益者負担金に関する負担区の設定について」ご審議いただく予定となっております。

ご審議いただくにあたり参考として、下水道事業受益者負担金制度の概要についての資料を作成いたしましたので、ご多用とは存じますが、事前にご確認いただきますようお願いいたします。

1 下水道事業受益者負担金とは

(1) 概要と目的は

下水道事業受益者負担金（以下「受益者負担金」といいます。）は、事業費（下水道の建設費）の一部を下水道が整備された区域内の方に負担していただくものです。

受益者負担金をいただくことで、下水道整備の財源を確保し、整備を少しでも早めることを目的としています。

さいたま市では、昭和45年から受益者負担金制度を採用し、下水道普及率は、令和6年度末で95.3%となっています。

(2) どんな法令によって課せられているか

受益者負担金は、都市計画法第75条に基づいて、各自治体が条例を定めています。

さいたま市では、「さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」を定めて、受益者負担金を賦課しています。

(3) 他の自治体では

現在、20の政令指定都市のうち、さいたま市を含む14市で受益者負担金制度があり、埼玉県内では、40市のうち38市に受益者負担金制度があります。

2 負担していただく方（受益者）は

道路や公園などは、誰もが自由に利用することができますが、下水道を利用できるのは、整備された区域内の方のみに特定されます。下水道の建設費をすべて、市民の方が納付する税金だけで賄おうとすると、まだ下水道が整備されていない区域の方との間に不公平が生じてしまいます。

そのため、負担の公平性を図るため、下水道が整備された区域内の土地の所有者の方に、受益者として受益者負担金を負担していただきます。

なお、受益者となる方には、下水道の工事が行われる前に、工事の内容とともに受益者負担金について個別に説明をいたします。

3 受益者負担金の対象となるのは

下水道が整備された区域内の土地が、受益者負担金の対象です。市街化区域※1は、すべての土地が対象ですが、市街化調整区域※2では、宅地、その他の建築が可能な土地や取付管の設置がある土地が対象です。

なお、下水道に接続していない場合でも受益者負担金の対象となります。

※1 市街化区域 …すでに市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域

※2 市街化調整区域 …市街化をおさえる区域

4 負担区とは

受益者負担金を賦課するためには、負担区という区域を設定します。これまでに、さいたま市は第1負担区から第43負担区まで設定しています。

下水道の整備には長い期間が必要となり、土地の形状等により、整備に必要な事業費に差が生じます。その土地の実状にあつた適切な負担となるよう、整備の時期や土地の形状が近い地域を同じ負担区として設定しています。

5 単位負担金額とは

新たに負担区を設定する際には、その区域に下水道を整備するために必要な事業費を基にした、土地1平方メートルあたりの単価を定めます。その単価を単位負担金額と言います。

単位負担金額に、受益者が負担区内に所有している土地の面積を乗じて得た値が、負担することになる受益者負担金の総額となります。

受益者負担金の計算例

単位負担金額が610円の負担区内に、

100m²の土地を所有している場合

受益者負担金総額は、610円×100m²=61,000円です。

20期(年4期の5年間)に分けての納付となりますので、1期あたりの納付額は、61,000円÷20期=3,050円となります。

6 賦課・納付までの流れ

(1) 下水道の供用開始

負担区内の土地は、下水道が整備され、供用開始の告示がされると、下水道を利用することができます。

なお、負担区内のすべての土地が、同時に供用開始されるではなく、下水道が整備された土地から順次、供用開始されます。

(2) 受益者負担金の賦課

下水道が整備され、供用開始となった土地は、その翌年度に受益者負担金が賦課されます。

賦課が決定するまでに、賦課の対象となる土地を告示し、その土地の所有者に、受益者となる方や土地の状況（地番、地積）について記載された申告書の提出を求めます。所有者から提出された申告書の内容を基にして、受益者や金額を決定し、受益者宛てに決定通知書及び納付書を送付します。

この決定通知書により、受益者は自分の負担する金額を確認することになります。

(3) 受益者負担金の納付

受益者負担金の納付方法は、総額を5年20期（年4期）に分割して納付する分割納付と、納期前の金額を合わせて納付する一括納付があります。一括納付では、納付した納期数に応じて納付額の最大約20%の報奨金が交付されます。

7 おわりに

審議会委員の皆様には、令和8年度に新設を予定しております第44負担区について、当資料の「**4 負担区とは**」及び「**5 単位負担金額とは**」に記載しました、負担区及び単位負担金額の設定内容についてご審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。

お問い合わせ先
さいたま市建設局下水道部
下水道総務課管理・業務係 関谷、中村
直通 048-829-1553
FAX 048-829-1975
E-mail : gesuido-somu@city.saitama.lg.jp